

平成20年9月26日

【部会長】 早速ですけれども、条文の検討に入りたいと思います。じゃ、御説明お願いします。

1・危機管理 <事務局：検討資料読み上げ>

【部会長】 はい、どうもありがとうございました。何か、御質問、御意見ありましたら。はい、どうぞ。

【樋口委員】 この危機管理ということについては、恐らく防災とかだけではなくて、特に最近、新しい事案というか事件というのがどんどん起こってきて、それに対して適宜きちっと対応できる体制を作りましょうということが趣旨だと思うんです。恐らくそういうふうに読めるんですが、例示のところの防災に関するものについては、恐らく今それについての体制が一応整っていますということだろうと思うのですが、これだけ読んでしまうと、その部分だけが語られているようにも勘違いしてしまうかも知れないので、例えば防災についてというようなことで、それと、広くそういう事態が想定されるというようなことを前置きとして何か書いておいた方がより市民に対しては分かりやすいのかなと。もう少し、リスクマネジメントという、そういう部分全体を考えていきますよという姿勢ももう少し明確に出せていけたらなど。条文に関してはこれで十分かなと思うんですけども、解説のところで少し幅が狭まっているような印象を与えるのではないかと思いますので、ちょっと書き方に工夫をしていただけるとありがたいと思います。

【部会長】 何か具体的な提案はありますか。

【樋口委員】 今申し上げましたように、前置きのところで、ちょっとこれはまだ文章化はできないんですが、災害、あと何々というちょっと幾つか今見えている事例を挙げるなりというようなことがあって、例えば防災体制に関してはこういう協定を結んでいますというようなところで書いておけば、もう少し幅広に読めるかなというふうに思います。

【部会長】 例えば感染症対策、あと鳥インフルエンザとか。

【樋口委員】 恐らく、もっと小さい話もあると思うんです、大きな話ばかりじゃなく

て。

【事務局】 まあ言うたら、学校で取り扱っているような見守り安全……。

確かに、ここは防災という具体例が挙がっていますので。

【樋口委員】 それだけに思われると、ちょっとあれかなと。

【事務局】 変に変えるとね。

【部会長】 子どもの安全とか。

【事務局】 学校で取り扱っているようなものもあると思いますので。そういうものもちょっと入れさせていただいて、やらせていただきます。

【部会長】 他にありますか。災害時の、災害弱者救援の名簿作りというのは、どうなっていますか。独り暮らしの高齢者の方でとか、ここには重度の障害者がいるよとか。

【樋口委員】 民生児童委員さんを中心に地域ごとにそういう調査をされているという実態はあります。

【事務局】 ありますね。

【桑原委員】 全市的にやっているんですけどね。今マップ作りとかいろいろやっているんですけど、「災害弱者」という表現がどうだいう人もあるし、文言は非常に難しいんです。それで「要援護者」とか、いろいろ論議してるんですけど。もうすぐ確立されますので、一番適切な表現をして入れて、特に独居の高齢者が多くなってきておりますので、その辺り調べて考えております。もちろん各民生委員さん161名おりますけど、各担当区域でそういうマップを作って今持っているところなんです。あとは自治会とどう連携していくかというのがちょっと課題となっております。

【部会長】 そうですね、個人情報の……。

【桑原委員】 どこまでするのかとか、行政とのどういう連携をとるのかという辺りがちょっと課題になっておるんですけど、今進めておるところでございます。

【部会長】 行政との連携というのは、どう。

【桑原委員】 大体、福祉支援課との話はできているんですけど、個人情報の問題とかいろいろありまして、その辺りでちょっと数字が入ってないものなんです。それと、やっぱり地域によって、かなり生駒でも差がございまして、温度差があるんです。例えば避難場所一つにしましても、最寄りの公園が一番いいという声もあれば、北の高山の辺りでは、公園なんかはなくて、周りが田んぼやからいけるとか、そういう意見も出てきまして、なかなか噛み合わない問題もあるんですけども、今鋭意努力をしてうまくまとまるよう

にしております。途上でございます。

【事務局】 今御協力を得ながら、弱者と言われる方の救援システムというかそういうものに今現在は、市自体が、例えば障害者の方でも、障害手帳を持っておられる方は入ってくるんですけど、それを取っておられない方というのもおられるわけですし。実際に弱者の方が今どこにお住まいなのか、どこにおられるかというふうなこと自体も、手帳を取っておられなかったら把握できていないということもありまして、その辺をどうするかという難しい問題があります。個人情報の問題もありますし、プライバシーの問題も。ただ、災害が起きたときに、そんな方をどう救援していくのかというのが課題ですし、そういうようなことをどうしていくかということも、今年そういうような形に取り掛かるようなことを聞いていますので。

【部会長】 特に地震なんかの場合で、発災したときに一番困るのは、市役所の中はばらばらだから、司令部がうまくできないんじゃないか、情報受信が。多分今の福祉支援課というんですか、庁全体として、それを統括するというのは、災害対策本部を置くと思うんだけど、平常時にどうしているのかなという、どういうふうに情報管理ができていくのかなという問題があると思う。多分、原課に任せてあるのかな。

【事務局】 平常時の？

【部会長】 平常時にそういった各防災にしても、防犯にしても、そういう、ここで言ってる危機管理の情報については、それぞれ原課に任せてあるということなんかな。

【事務局】 平常時は原課ですよ。

【首藤委員】 今、どうなんですか、今いろいろ危機管理する場合に、例えば警察、消防、市役所、それから今の自治会とかそういう民生委員さんとかそういうふうな組織が一体的に総合指令の下に動けるのかと考えたときに、かなり私は怪しいんじゃないかと。市長が警察に指示できないし、消防はあいまいですよ。そうやって自治会にも指示できるのかということだと思えますよね。

【部会長】 だから、そういう常に情報のネットワークみたいなものを常に維持しておかなきゃいけないんだけどね。そういう点では、ここに言っている危機管理の体制というのは何かということ。僕は、基本的には危機管理室というのがあっていいと思う。常にそういう目配りをしているところであると。

【事務局】 そのために、今年は防災対策課という、そういうような課を立ち上げましたので。今までは、総務課の中に防災係というのがあったんですけども、そこからそう

いうふうな指令を出すというか、統括するというか、そういうふうな機能をするためにということで立ち上げたんですけど。その辺の情報の収集も併せてそういうふうに行っている。まあ、この4月に立ち上げたばかりです。

【部会長】 今言った防災対策課ができていて、それを更にもう1つ広く含めて危機管理対策課みたいにして。

【樋口委員】 多分、もう少し上位の概念として危機管理というのは置いとかないと、いろんな意見があるんで。その中の1つの、防災は一番きっちりと作っとかんといかにということであれば、その下に防災対策係とかというのを作ってということなら分かるんですけど、その単品だとほかの事案に対応できへんことも想定されます。

【部会長】 防災訓練というのはやってるんでしょう？

【事務局】 防災訓練はやってます。

【部会長】 各自治会の方にも、自主防災組織があると。

【事務局】 組織があって、そちらの方で訓練の関係をやっていますねんけども。

【部会長】 それじゃ、まだちょっと、生駒市の場合は縦割りっぽくなってるんじゃないかという。

【影林委員】 電車の事故とかね、大きな事故とか起きたときは何かあるんですか、市の方に。JR西日本で事故とか起きたときの……。

【事務局】 例えば近隣府県との協定なんかをしてるから。そやから、まあまあ、そういうようなもので消防なんか連携はしてるから。例えば第二阪奈トンネルなんかでも、あそこで例えば火災が起きたとか、事故が起きたとかいうようなのは、大阪の消防と連携して訓練はやってきていますし。

【首藤委員】 今ちょっとはっきりしない中で、私は自治会に関わっていて思っているのは、最近自治会活動の中の民生委員会さんが、いろいろ調査を自治会を通じてやられるということがあったんです。それから、私らも参加しています警察と連携している地域防犯というのを今我々、地域の子どもも含めて地域防犯を推進して、4人か3人歩いて交通安全と全部やっているんです。それが自治会の中に位置付けられたんです。そうすると、自治会というのは権利能力なき社団じゃないですか。だから、あんなの、組織があっても、自治会長さんなんて、何のあれもないんですよ。そういう中に、そういうきちっとしたものを位置付けて、うまくいっているときはいいですよ。だけど、子どもに例えば犯罪でも起きたときに、自治会の中で地域安全推進しとったやないかというふうになったときに、

ものすごく難しい問題が発生するなという感じは、私、しているんですよ。自治会の役員の方からも、どんどんこんなアンケートが来るけど、自治会がやってるのはなんだけど、こんなどんどんやっていったら、今みたいな時代であつたらできるのかというふうな声もあるので。それと、これはここで言うものじゃないんですけど、ものすごく曖昧な進め方やなと思っているんですよ。それは、今回の議題とちょっと……。

【部会長】 いえいえ、いや、だから、これからこの自治基本条例に関わることでいうと、住民自治協議会ですよ。

【首藤委員】 そうそう。そういうのが機能、きちっとしたものができればいいですけどね。今の自治会ではちょっと、権利とか義務とか、いろんな体制が全く、民法でいう権利能力なき社団というか。それで、持ち回りですから。だれが責任持っているのか全然分からないという中ではちょっと難しいなという感じはしていますけど。

【部会長】 その辺はね。自治会館はお持ちなのかな？ 自治会館は。

【首藤委員】 自治会館。自治会はありますよ。ありますよ。だけど、それは、単に集会所ですよ。

【部会長】 いや、権利関係はどうなってます？ 市のものか、団体のものなのか。

【事務局】 直接自治会さんが建てておられるところもありますし、市の建物を無償で貸与しているところもある、集会所という位置づけで。

【部会長】 そうそう。だから、そういう会館を持っているところは地縁による団体なんだよな、地方自治法上の。

【事務局】 まあ、そうですけども、認可地縁団体もありますし、任意の団体のところもありますけども。

【部会長】 そうだよな。その辺はだから、多分、難しいんだけど、整理はしていく必要はあるんじゃないか、権利関係でね。多分任意団体だったら、会長さんの判子でやっているということだよな。権利関係、非常に難しいところがある、いざというときに。

【首藤委員】 だから、自治会というのは、何かあったときには自治会長が全部個人的責任を負うという格好にならざるを得ないような組織ですよ、すべて。もう印鑑も全部ここ、お金の関係も全部そうですもん。

【部会長】 そうなんです。それは、この部会での議論じゃないんだけど。だけど、自治会というのは、自治基本条例上は、住民自治活動の組織として位置付けている。だから、自治会自身が、多分この自治基本条例ができることによって変わるんだと思う、位置

付けが。自治基本条例の中では、住民自治活動の主体になるわけや。1つのやで。NPOもそうだけど。そうすると、今の自治会は、そういうふうにはばらばらだから、そういうので自治会自身が変わらなきゃいけないんだけど、変わる基盤みたいなのがみんな違うから、どういう方向に行くのかについては、結構いろんな議論が出てくると思うんだよな。だから、さっとこれ、住民自治協議会といって中川先生が伊賀方式を持ち込んで書いているんだけど、これは結構大変なことなんだよね。自治会自身が変わっていかなくちゃいけないという。住民自治組織として。今は、だから、行政の下請みたいになっているじゃないですか、とりあえず。

【事務局】 いや、行政の下請ではないですよ。

【部会長】 前にやってみましたけどね。

【入口委員】 便利屋に使われるという。

【事務局】 便利屋ではないです。自主性を重んじております。

【入口委員】 実際がそうやということを言ってる。

【事務局】 いえいえ。

【部会長】 その辺は、だから、行政の方が意識を変えなくちゃいけない。自治会というのは住民自治組織なんだよといって。

【事務局】 そやから、僕そう思ってます。下請とは思っていませんし。

【入口委員】 課長が思うてるだけやん。

【部会長】 これって結構重要なことよ、だから。各課ごとに、そういう自治会との関係で、いろんなことが降ってくるから、自治会に。

【久保委員】 でも、やっぱり自治会長からの申し出があった場合は、市の方が率先して何より優先して対応してくれるから。ですから、そういうことを踏まえて単なる下請というふうなものではない。そういう信頼関係に基づいて……。やっぱり1回自治会長……。入口さんやってはったん？

【事務局】 今もやってる。

【久保委員】 やってはるねんや。私は、ああ、自治会長ってええもんやなと思うたんですよ。

【事務局】 大変なお仕事やと思います。

【久保委員】 大変なんですけど、普通どんな役職についても、市に言うても、担当者も割に冷たいんですよ、一般的に。ところが自治会長の看板つくとな、即対応してくれる。

何でこんなやろうなど。やめた途端に…。ですから、やっぱり、自治会というのは、重きは置いてはると思うんです。

【事務局】 その地域の多くの意見を反映して言っていたのが自治会です。

【首藤委員】 だから、いいときはいいんです。危機のときに問題が出るのはあれですよ、いいときはいいですよ、皆、ボランティアで一生懸命やっていると。何か問題起きたら、そんなことを思うてやっとするんじゃないと皆言うと思いますよ。

【久保委員】 そういうことやな。

【事務局】 調査部会の第3回の部会ときにも行政組織というところがございましたけれども、その中で、「市は社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、責任を明確にして」というのをまた入れ替えていただいたというのがありますので、そういうような組織の横断的な調整を図らなければならないというところがありますので、そういうところで、当然責任を明確という、横断の調整を図らないといけないというか、自治基本条例でも書かれている状態になっておりますので、その辺は、今後市の内部で整備ができるんかなとは思いますが。

【部会長】 条例案の解説、例示のところでも少しそのように触れていただくと、調整機構、調整機能ですね。市の機構としては、の整備みたいな。ここへ2つ入ってくるのかな、だから。

【事務局】 今先生がおっしゃったのは、行政組織の中でですか。

【部会長】 そうそう、そうそう。総合的とは市の組織の対応を意味しと、その後に、だから、「かなり強力な調整機能を整備する」とか、そういうふうに書いてもらっても。調整が必要だと思うんだよ。堺市は危機管理室を持っているんだよな、大きいから。

【入口委員】 持っていますね、大きいですから。

【部会長】 大変だよ、7区行政自治区があるし、各局が独立してるから。

よろしいですか。条文はこれでいいですか。

それじゃ、危機管理については済みました。

続いて、財務総則。

2. 財務総則 <事務局：検討資料読み上げ>

【部会長】 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。どうぞ。

【影林委員】 私は企画政策課におりますので、行政評価などを担当しているんですけども、ちょっと中で話をしていたんですけど、総合計画が目標度、到達度、そういう部分ですので、行政評価はどちらかというところ、それを達成するための手段という位置付けかなと思いますので、「及び」で並列に扱うのはどうかなという話が出ていたんですけども。ですから、これは財務総則ですので、総合計画とか、財政計画とか、そういったものを踏まえた上で、行政評価において健全な財政を行うとか、そういうような方がよりいいんじゃないかということで話をしていたんです。

【部会長】 そうだよな、まずだから、総合計画に基づいて財政運用を行っていただいて、それをまた行政評価してという。

【樋口委員】 評価というのは、また別項目がありますね。その方法論としてそういうこともやらないといけないですよということであれば、ここにあって入れる必要があるんかどうかというのは……。

【事務局】 それもありますね。

【樋口委員】 多分そういう意図になるのかなという。

【首藤委員】 これ、行政評価というのは、結果を評価するわけですよ、企画段階の評価じゃないですよ。

【樋口委員】 事前評価までまだ行っていません。

【首藤委員】 結果を評価するわけですね。

【部会長】 そうそうそう。

【樋口委員】 それともう1点、財務総則ということなので、多分財政運営の基本的な考え方というのがここに盛り込まれる必要があるだろうと思うんですが、次の項目とも関係するんですけども、どこまでをこっちで書いて、どこまでを後ろの項目に入れるのかというところが、多分少し整理されないといけないのかなと思っていました。例えば、財政運営の基本的な考え方として、本来入っていてもおかしくない言葉としては、健全性というのはあるんですが、例えばその持続可能性とか、あと、ここまで言うかどうかは別として、財政基盤の強化とか。あと、その後ろの方にもあるんですけど、最小経費で最大効果、あるいは効率的、効果的というキーワード、こんなものは、もっともっと、一番基本

的なキーワードになってくるので、そういうものは総則の中にあってもいいんじゃないかなという感じはしました。ただ、整理の都合上、ここはここまでにしておいて、後ろでそれは書くんだということであれば、それは特段異論のあるところではないですけど。ただ、基本的な考え方として、きちっと押さえんといかんところは、ここに盛り込んでおくべきだろうと思います。

【部会長】 2つあるよ、多分ね。総合計画及び行政評価というのをどういうふうにするか、もう1つは、主なキーワードをここに挙げておくと。要するに財務総則……。この財務総則という言い方自身もちょっとどうかなと思うんだけど。財政運営の基準になるようなキーワードみたいなのをきちっとここに挙げておいたらどうかという2つが。そうすると、ちょっとほかの団体と違って来るからね。特徴が具体化してくるから。前段の総合計画及び行政評価については、行政評価について後ろにあるんだけど、見てみると、行政評価はやっぱり結果を評価した上で更にそれを次に財政運営に生かすという意味だから、そういう点では、行政評価という言葉自身あっていいと思うんだけど。総合計画は、計画だから。ただ、その関係を「及び」でつないでいいかということはあるよな。

【入口委員】 ちょっといいですか。ここは財務の話ですよな。

【部会長】 そうそうそう。

【入口委員】 基本的に。企業だと財務の体質をよくするために、基本計画みたいなのを作りますよね、将来計画とか。そういうようなのは市の中でもあるんですか。

【部会長】 地域財政計画みたいな。

【事務局】 総合計画と財政計画というのがありますね。

【事務局】 総合計画の中に。

【入口委員】 総合計画の中にあるんですか。

【部会長】 財政フレームがあることはある。

【事務局】 総合計画の中に基本計画があります。だから、基本構想があって、基本計画があって、実施計画があるんです。

【首藤委員】 数値の計画もあるんですか、総合計画に。

【事務局】 数値の計画は、実施計画を策定するに当たって、そういうふうな財政計画というのがあります。

【部会長】 いや、財政フレームやね。計画というよりも。

【樋口委員】 今は、健全化計画。

【部会長】 ああ、健全化計画。

【事務局】 今はその、健全化計画というのもあれですけども、実施計画をするに当たって、今後の財政計画がどうなのかというのも…。

【樋口委員】 計画にはなっていない。前、見せてほしいと言ったら、フレームだけ見せられた。数字のシミュレーションだけはやっているということで、計画にはなっていない。

【部会長】 年次計画にはなっていない。

【樋口委員】 はい。だから、計画として策定されたものじゃなくて、シミュレーション、推計としてはやっているという、数字としては持っているけどもという、そのレベルだと思いますけど。

【事務局】 シミュレーションができるのやから、こういうふうになっていくんじゃないかという。人口の変化がこうなっていくと。少子高齢化が進んでいくと。財政がこういうふうに移っていくんじゃないかというシミュレーションですね。

【樋口委員】 計画になっていましたかね？。

【事務局】 財政計画自体は、要するに、市が一般財源相当分をどれだけ使えるかという計画なんです。だから、いろんな事業がいろいろあって、それに対しては、例えば国庫補助もあり、いろいろありますよね。地方債も借りてできる事業もあるんですけども、市税の推移というのは当然過去のケースから今後の市税がどのように推移していくかという予測、それを見ていく。で、その中で、あと、例えば経常的な経費というのは絶対必要ですから、そういうふうなのを差し引いて、あと政策的というか投資的な経費にどれだけ一般財源を使えるかというふうな計画。

【樋口委員】 何年間の計画ですか。

【事務局】 3年です。

【小笹委員】 実施計画と連動して。

【事務局】 実施計画と連動させています。だから、実施計画を策定する段階で、策定する前にそういうふうな計画を作っていると。

【部会長】 それが何計画、財政計画？

【事務局】 財政計画と言うてのんですけど。

【部会長】 生野町の場合は、ここに書いてるよね。基本条例の中に、中長期的な財政計画を確立しと。

【入口委員】 財務といえば、多分その2つの項目を入れたら十分ではないかというようにちょっと思ったんです。行政評価は別枠でもいいのかなと。当たり前といえば当り前の話ですので。総合計画と財務系の計画があって、それに基づいて健全な財政を図ることかなと。

【部会長】 僕なんかは、ここにやっぱり財政計画という言葉を入れてもらった方がいいと思うんだよね。実体的にはあるわけでしょう、実施計画に。それを表に出して、総合計画と実施計画、財政計画というのはいいんじゃないかと。ただ、そうすると、相当の変化が来るよね、多分。財政計画自身は公表することになってる、自治基本条例の下で。今のは手元の、実務上のあれみたいなものでしょう。議会で質問したらいい、公表する。健全化計画自身は議会で説明したんだよね。

【入口委員】 あとは、その次の話ですけども、バランスシートの、本来単に資産を使ったからバランスシートに載っているということじゃなくて、やっぱり一定の評価を何かできないのかなという気はしますけど。

【事務局】 今は、バランスシートでこちらも出しているだけでそれに対して評価はないですから。評価というのは、議会の方で評価していただいとるぐらいですけど。

【部会長】 今度、財務五表になるんだけど、公会計化があって。これの評価とかいうのは、実は、自分のところだけで評価できないわけです。他団体と。企業でもそうだけど、要するに損益分岐点がどこにあるのかとか、数値が高いのか低いのか、他の団体との比較の中で分かってくるわけだから、そういう作業が必要なんだよね。ただ、ぼんとうちはこうですよと出してもね。

出しているんだから、書いてもいいんだな？ 関西というのは財政計画を出したがるんだって。大阪市は絶対出さなかった。やっと今度は出すんだけど。つまり、大阪市の言い方は、財政計画みたいなのを出すと、数字が独り歩きすると、とにかく議会がうるさいから。

【事務局】 ただ、その財政計画でも、実施計画もそうなんですけども、毎年シミュレーションして見直しして。だから、その財政計画も毎年見直ししていますので、だから去年公表、去年作った財政計画と次の年の数字が異なっているということになりますので。それは。

【部会長】 それはもう当然のことではなきやいけないので。それも含めて、中長期財政計画を確立してみたいなことは書いてもいいのかなと思ったけど。そういう対応はできる

と思うんだ。行政評価はどうしよう。僕は意味があるような感じもするんだけど。

【事務局】 行政評価も、やっぱり評価してその評価を反映するんやから。

【部会長】 予算に行政評価結果を反映するという意味では必要ではあるんだよね。そういうようにまだなっていないと思うんだけど、それに結びつけるようにしたらいい。

【事務局】 今は行政評価というのは、中期実施計画に基づく、中期実施計画の事業単
位に実施計画を策定する段階において、事前に評価している。毎年その実施計画を作成す
るために事前評価をしているわけなんですけど、ただ、事後評価までまだ行っていません
ので。そやから、事後評価というのが今後の課題でもある。また、その事後評価の導入に
向けて、企画課も考えてくれていると思いますけども。

【影林委員】 事務事業の総点検はしているのですが。

【事務局】 ああ、事務事業の総点検はね。

【部会長】 そのときに、行政改革に関連させるようにすれば、例えば各課ごとに自分
のところでは相対評価を出してもらおうとか。つまり、これは今後伸ばす、5、3、2、1で
もいい、相対評価1をつけないといけないのが出てくるから。というのもおもしろいんだ
けど。そうすると、予算要求の土台になってくる。

【小笹委員】 それで議員に怒られる。なんでこんな評価やと。

【部会長】 ここは、だから、総合計画、公になるんかは分かれへん。

【小笹委員】 頭の出だしは、名張みみたいな感じのがいいん違うかな。行政評価をどう
入れるかです。

【部会長】 そうか、これ、財務総則だからな。

【小笹委員】 総合計画を実現するための財政計画を定めというのは、表現としておか
しくないです。

【部会長】 そうですね、総合計画の下の実施計画レベルの財政計画になるから、そう
読めば。だから、今議論してた名張のをかりると、「市は総合計画を実現するための中・長
期財政計画を定め」、それから「行政評価を踏まえて、財源を効果的、効率的に活用するこ
と」。もう一回言おうか。

【首藤委員】 もう一回言ってください。

【部会長】 市は総合計画を実現するための中・長期財政計画を定め、行政評価を踏ま
えて、財源を効果的、効率的に活用すること。

【首藤委員】 そうすると、現在の財政運用はこんなことにならないでしょう。「市はそ

れを評価するために、行政評価を行う」という次の文章を追加してもいいですよ。

【入口委員】 評価はまた別にあるんです。

【部会長】 別個にあるから、ちょっと言葉だけ入れといたらどうかと。

【首藤委員】 ああ、そうなんですか。

【小笹委員】 その頭のところだけ、今言われた名張のところを使って「定め」まで持って行って、その後行政評価を踏まえてと、もともとのところにつないでもいい。

【部会長】 それでもいいですね。それは僕の提案と一緒に。そのまま入れるね。だから、「市長は」だよな、これは。「市長は、総合計画を実現するための中・長期財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的かつ効率的に活用することで、自主的、自律的で健全な財政運営に努めなければならない」。これは本当に、用語の定義で効果的とか効率的とは何かというのがまた出てくる。

【小笹委員】 これ、むしろ、もともとの例文ありますね、生駒市の例文。条例案の例文。頭のところだけ名張市にして、もう行政評価以降は、現行の文でもいいんじゃないか。

【部会長】 いいよ。どちらでも結構です。

【小笹委員】 ちょっと長いかなと思って。財源を効果的、効率的に活用することというのと、自主的、かつ健全な財政運用をほぼ……。

【部会長】 その辺は、だから樋口さんが提案したところを踏まえてるわけ。例えば、キーワードが何かということ。

【小笹委員】 健全な財政運営がキーワードですね。ただ、効果的、効率的と言っても……。

【部会長】 ただ、そこら辺、例えば、僕は、効果的、効率的と言うことに意味があると思って。つまりほっとくと効率的だけになっちゃうから。そうじゃなくて、効果的というのは、要するに、市民にとっての行政サービス水準の維持とか向上ということを含めて言っているわけよね、効果的というのは。それと、効率的というのは、さっき言った最小の費用で最大の効果というやつですからね、これは効率的だから、いわば。両方の原理があるわけよ。一応だから、言葉は入れといてもらったほうがいいかな。

【事務局】 ということは、「市長は、総合計画を実現するための中・長期財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的、効率的に活用し、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない」。

【部会長】 はい。それでいい。文章ちょっと長いけれど、入れるということで。解説が大事。はい、よろしいでしょうか。

【小笹委員】 次のところをちょっと変えないといけなくなりますね、そうしたら。

【部会長】 予算編成ということ。

【小笹委員】 というのは、名張には、多分予算編成というのはいないですよ、これは。財政等ということで1つにせなあかん。

【部会長】 はい、じゃ予算、ちょっと行ってみようか。

3. 予算編成・執行・決算 <事務局：検討資料読み上げ>

【部会長】 はい、いかがでしょう。

【樋口委員】 財務総則との関係で見っていきますと、伊賀市なんかでも財務総則の中に財政運営の基本方針ということで51条があって、1項は予算編成、執行、決算のところに入っているんですが、2項は、その前の財務総則のところに入っていて、これ、セットで基本方針として考えられている分なんですよね。で、予算編成、予算執行という各論の部分について見ていきますと、その説明書の内容ですとか、その下のレベルで何をしないといけないのかということが書かれていると。そこの整理が多分必要で、今、どうしても財務総則の基本的な考え方の部分と、何をするかというところの部分とで、重複が出てきてしまっていると思うんです。例えば基本計画及び行政評価を踏まえて行いというのは、まさに、ここにかぶっていますよね。財務というのか、財政運営というのかと、予算編成、予算執行というのが少なくともニアリーイコールという関係であるとすれば、この部分はあえて分けてしまうとどうしても重複が出てきてしまうんじゃないかと。ちょっとこの辺の整理が必要じゃないかと思えますけど。

【部会長】 このままだと、総則と第1項がほとんど同じことになってきます。予算というのと財政運営ということが違うだけかな。

【入口委員】 前条のやつは、どちらかというところ、総合計画も要は5年、10年ですよ。財政の方も中長期的なという話ですから、どちらかといえば目標の設定だと思うんです。今回この予算案は、単年度の話ですよ、原則。予算編成、執行及び決算は。ですよ。ですから、同じ文章があってもいいのではないかという気はするんですよ。時間軸が大分違うと思うから。方針は同じでいいんじゃないかという気もしないではないんですけど。ただ、同じ文章がまるまる来ているので、確かにダブっているという印象はあるんですけど。どうなんでしょう。

【影林委員】 実施計画に基づいて予算編成、短期でもやっていきますので、実施計画の評価というのは入っていると思いますが、行政評価というのはそっちの方につながが同じように・・・

【入口委員】 行政評価じゃなくて実施計画。

【影林委員】 そうですね。それに対して行政評価をしてやっていくとか。

【部会長】 これだと、予算編成の文章でいうと、市長は、予算の編成及び執行に当たっては、ここ、総合計画というのを実施計画に変わるということ？ 総合計画の中に実施計画が入っていると考えて、総合計画にしとくと。

【影林委員】 今やってるのも実施計画を作ってから予算案の確定というか、つながっていていますから。

【小笹委員】 名張市は予算編成の条文はない？

【部会長】 政策過程で進んでいるのは、予算編成過程の公開なんだよね。これもやっているでしょう、ね？ それ、入れたらどうかね。入れたらまずい？

【小笹委員】 あれ、どっかに入れてなかった？ 予算編成過程の公開。

【入口委員】 基本構想に。

【小笹委員】 基本構想に入れてるの？

【事務局】 基本構想でその議論がありました。

【部会長】 入ってるんだよ。

【小笹委員】 下が抜けてんねや。

【部会長】 条文で抜けちゃった。

【小笹委員】 条文ではなかったんやな？

【部会長】 ない。

【事務局】 予算編成のところの基本方針のところ、予算編成過程を含め市民が予算……。

【部会長】 条文に起こさなきゃ。予算編成、編成過程の公開。

3項、3項ぐらいでいいのか。市長は、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、予算編成過程の公表を行うとともに、分かりやすい情報の提供をする。

【小笹委員】 今やってるんかな。

【部会長】 やってるでしょう。何か効果出たかな、予算編成過程公開して、何か効果あったですか。

【小笹委員】 パブリックコメントが3件あったと。市民の意見が5件ぐらい来たとか、そんなん言うてるのと違った？ 予算編成過程公開して。とにかく1桁やったという記憶があったのですが。

【入口委員】 でも、あったんですね。

【部会長】 やっぱり利害関係者じゃないか？ 違う？ そこまで見ている人、いないかな。

【入口委員】 いないでしょう。

【部会長】 じゃらっと数字が並んでいるんですよ。

【入口委員】 それで、補足です。第3項で、第3項の一番お尻なんですけど、「努めなければならない」と書いているんですけども、努めるんじゃないで、何か例えば、「するものとする」とみたいな方がいいんじゃないですか。努める、努めるが大体多いんで。努めるということは、別にしなくてもええいうことでしょう。

【事務局】 「市の方が積極的にしろよと」・・・

【入口委員】 してるんだから、すると言い切った方がいいんじゃないでしょうか。1項は、別に努めるでいいと思うんですけどね。要は、3項は、もうでき上がったものだから、別に公表してもいいと思うので、そういう意味です。

【部会長】 これが、要するに、予算説明書だよな。話としては、この後ろにあるような。条例解説案例の一番下の黒●、予算に関する説明書のほか、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類の充実などと書いてあるんだよね。これ、今あるんだけど、もっとそれを分かりやすくしなさいということだよな？ これは要するに、モデルとしてはニセコ町があったよな、だれにでも分かる予算というの。私たちの予算だ。名前があるよね、ニセコ町の予算は。決算もそうだけど、予算は特に。

【事務局】 予算でしょう。

【部会長】 予算。だから、それは、ニセコの場合は町道何号線を建設しますと予算で書いてあって。来年度は何丁目何番地のだれだれさんの前から何丁目何番地のだれだれさんの前までと書いてある、説明が。それを町長が町民を集めて説明するんだよ、こうやって、ボードで。それがニセコ方式なんだよ。だから、非常に具体的なので、事業だったら、どこまで行くんだと、うちの前まで来るのかという話になるわけだけど、そういう説明の仕方なんだよ、ニセコの場合は。それは今ちょっと革命的だった。そこまでいくのかということよ。だから、「努めるものとする」となってしまうんだなと思うんだけど。予算説明

書というのは、非常に、ずっと昔から議論になってるんだけど、直らないんだよな、見ても分からないというか。財源内訳もはっきり書いていないのが多いからな。

【事務局】 財源内訳は、目ごとには書いています。

【部会長】 目ごとな、だから。だから、そういう工夫が必要なんだけど、どこまで分かりやすく。要するに、市民が見て分かりやすく。

【事務局】 ニセコ町まで行かないけれども、事業と予算という冊子。

【部会長】 冊子を作ったの？ 何年か前？

【事務局】 一昨年か、18年ですから。

【部会長】 反響はどうでした？

【事務局】 色んな会合があったり、市長のタウンミーティングあったときに配っているんですけど。分かりやすいという感じもありますけどね。今までそういうものがなかったですから。

【部会長】 そういうのは引き続きやってもらわなくちゃいけないんだよ。大体単発で終わるんよ。

【事務局】 それは18年から、18、19、20と作っています。

【小笹委員】 もっと分かりやすいよな、ニセコの。

【事務局】 そうそう。あそこのはもっと分かりやすい。

【小笹委員】 もっと分かりやすい。具体的なイメージができひん、まだあれでは。どこの話言うてるのか分かれへんし。

【事務局】 ただ、事業の説明はしているんですよ。

【小笹委員】 人の名前を書いているのはどうなんかなというのは。何か、荒木さんの家の前からどうのこうのとかな・・・。

【部会長】 まあ、ニセコ町だから、できるのかも知れないな。生駒だったらもめると思うな。

【事務局】 そういうのもあると思う。

【部会長】 本来、だから、もめなきゃいけないかも知れないんだよな。

【事務局】 あれでいいのかどうかいうところあるしな。

【小笹委員】 それはだれでも分かっているような、公的なものに。何か観光塔の前からとかでもいいのかな。

【部会長】 結局、条文は変わらなくていいからと・・・。

【小笹委員】 予算編成過程の公開だけ入れると。

【部会長】 そう、入れて。予算編成過程は公開。やっていることです。予算編成過程。

【事務局】 だから、「把握できるよう予算の編成過程を含め分かりやすい情報提供に努めるものとする」。

【小笹委員】 分かりやすい情報を提供するとか。

【部会長】 具体的に把握できるように。

【小笹委員】 なんで努力規定にしようとする。提供する。提供するものとする。

【部会長】 「提供するものとする」ぐらいに。

【小笹委員】 してることやから別に・・・。

【部会長】 要するに、「努めなければならない」が並ぶのは何となく嫌だし。

【事務局】 「努めるものとする」。

【部会長】 いや、「提供するものとする」。

【小笹委員】 提供するねん。してるやん、してるんやから。そこで、努力するとせんでも、もうすると言ってしまったらいいやん。分かりやすく、前よりは分かりやすくしてくれてはるのを更に努力して分かりやすくするというのは、用語の中でしはったらええことであって。そこは、提供するんだという文にせな。

【部会長】 まあ、これは後で出てくるんだけど、分かりやすくするというのは、今も出ているわけでしょう、説明の。それをやっぱり行政評価をかけなきゃいけない。それは特に市民評価にかけて、分かりやすくする。

【小笹委員】 すると言うててしてますと、してますからいいというんじゃないくて、何のために評価があるのかについてはそういうこと。より改善をしていくためにあるわけやから。

【事務局】 今のは、前言うてるの？

【事務局】 いえいえ、3番で、「市長は、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう予算の編成過程を含め、分かりやすい情報の提供をするものとする」。

【小笹委員】 分かりやすい情報を提供するでええん違う？

【部会長】 「することとする」。

【小笹委員】 何か、渋々という感じやで。

【部会長】 やっぱり、努めたいのかな。

【小笹委員】 してるやん。

【事務局】 そんな編成過程と違うやないかとかいうて。

【事務局】 予算の編成過程を含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう。決算の方に。決算のこともありますので、後ろに入れてしまうと、決算だけになってしまうので。

【部会長】 そういう意味ね。いいです、それで。予算の編成過程。

【首藤委員】 もう一回言うて、もう一回。

【小笹委員】 だから、基本構想を同じような言い方をしたらええねん。

【部会長】 基本構想と違うところは、「努めること」じゃなくて「することとする」と。

【事務局】 第1項の、先ほどの財務総則の中には、総合計画それから財政計画を定めて、その行政評価を踏まえてというようなのを書きましたやんか。今回こちらの方にも、「総合計画及び行政評価を踏まえて行い」と入っていますので。その辺ダブっていい話がありましたんで。

【部会長】 結局ダブってても、ダブっているようで、中長期の話と単年度のことがダブっているの。

【事務局】 単年度の話やからいいということですか。

【部会長】 ダブっていてもいいんだと。

【事務局】 時間軸が違うという意味。

【樋口委員】 「財務」という言葉と、「財政運営」という言葉と「予算編成、執行」という言葉との関係が、単に時間軸だけの話で済んでるのかなというのをちょっと疑問には思っているのですが。ちょっと伊賀のやつにこだわっていても仕方がないんですけども、財政運営の基本方針として予算編成、執行の考え方というのがあって、次に、中長期展望に立った自主的かつ健全な財政運営を行わなければならないと。その後、予算編成、執行という部分で、これは説明書の内容の充実を図るとともに分かりやすい情報を提供しようというところを趣旨として書いておられるということで。そこは基本的な考え方という部分に予算編成、執行の部分を含めてその辺が書かれていて。要は総論と各論というようなところで、こういう整理の方が分かりやすいなという、ダブリがなくて。という感じがしているんですが。

【部会長】 例えば、この財務総則と書いてあるのを財政の基本方針と変えて、それでここの「市長は、総合計画を実現するための財政計画を定め」というふうにして。だから、この財務総則というのを変えちゃうということやな。財政の基本方針。僕は、財務総則っ

てなんとなく引かかる。なんか財務というところとちょっと違うよなと思って。むしろ技術的な議論になっちゃって。地方自治法の財務って、章になっているけど。あれがおかしいんだ。行政区画的な考え方だから。やっぱり、財務総則のところでは財政の基本方針、表題を変えてもらいたい。

【事務局】 財政運営の基本方針。

【部会長】 そうそうそう、財政運営の基本方針と。そうすると、この条文がすぽっとはまるんじゃないかと。中長期財政計画のと。それで、予算編成、執行、決算については、1項を削って1、2、3項を起こしましょうか。

【樋口委員】 予算編成、執行過程の基本的考え方というのが聞いている感じやね。それを財政運営という言葉に置き換えられるのかどうかということになってくると思うんですが。

【部会長】 具体的にはどうする？

【樋口委員】 伊賀市は、そこをテクニックとして、財政運営の基本方針としながら、結局何にどれだけ使うかというところは予算編成執行の部分でしょうということで、予算編成執行に当たって、総合計画を踏まえ、効率的、効果的にそこをやらないといけないということを書いて、かつ2項として中長期的な展望に立った自主的、健全な財政運営を行わなければならないという2つの書き方をしているんです。ただ、その下の53条の1項、2項で書いているようなことについては、こちらの方で決算と併せて3項に書かれている部分と、2項も一応ここに該当するんですよね。一応53条については、今の2項、3項辺りとするということですよ。

【入口委員】 ちょっといいですか。先ほど実施計画という単語が出たんですけど、それは別にここへ入れてもおかしくないんです。それを伝えるのであれば、総合計画の代わりに。総合計画と書くと、もっといいと思う。基本構想、基本計画みたいな概念が、正確にはいろいろあるんでしょうけど。例えば、実施計画に置き換えて、実施計画及び行政評価等を踏まえて云々というふうにしたら、少しブレークダウンしてるような感じになるんじゃないですかね。同じ文章があるのは、確かにちょっと条例としてはおかしいですよ。

【樋口委員】 だからその、時間軸が違うというのであれば、明らかに違うものを書き込んでおかないと重複して見えてしまう。これはちょっと正しいかどうかということとは別として、計画の時間軸で見ればその程度かなと。5年、10年ということで、実施計画は

単年度ということであれば、単年度予算に関しては単年度の計画をベースに作っていますという言い方で、そこで切り分けられるんじゃないかと。ただ、実施計画だけなのかというのは、ちょっとまだ引かかるんですけど。

【入口委員】 だから、行政評価等ね。

【部会長】 実施計画というのは、今まで要するに行政運営上の位置付けなので、法的には総合計画というか基本構想、基本計画みたいな。その下に実施計画があつて。

【小笹委員】 基本計画ってどこにあんの。実施計画。

【事務局】 通常、実施計画と呼ばれるのは、総合計画の中の基本構想があり、基本計画があつて、そして実施計画、この3つで総合計画になる。

【小笹委員】 だから、事実上そうなんやけど、本当は2つでしょう。基本構想と基本計画。文面上、だから実施計画。基本計画に。

【樋口委員】 基本計画の動きよりどこにあるのかいうのを規定する。

【事務局】 もっと具体的に。

【部会長】 生駒の考え方は、やっぱり実施計画を含めて総合計画という考え方。ねえ。それはそれでいいんだけど。

【事務局】 三層構造のピラミッドになっていますから。

【小笹委員】 事実としてそうなっているんですよね。

【部会長】 ここに基本条例レベルで実施計画を出すと、なんか変な感じがする。

【入口委員】 よく分からないんです。あんまり事業上のことはここへ入れたくないですもんね。

【部会長】 そうそうそう。まあ、一応だけど、ここへ入れとくか、実施計画に、ここ書いところか、総合計画を。で、みんなに議論してもらいましょう。そうすると少し違ってくるから。

【事務局】 そうか、「予算編成及び執行に当たって」と、「総合計画及び行政評価を踏まえて」というものを除いてしまう。

【樋口委員】 そこもすごく勇気が要る。

【事務局】 いきなり「予算編成及び執行に当たっては最小の経費で最大の効果を上げる」、当たり前のことですけど。

【入口委員】 事務局にちょっと考えてもらわな。

【部会長】 よし、ちょっとこれは、ペンディングにしとこう。少し話がかちがちゃ

してるんで。要するに、財政の基本方針というので、財務と予算編成とか、これは整理がまだついてないからな。

【樋口委員】 私も考えます。

【部会長】 はい、どうもありがとうございました。

4. 財産管理 <事務局：検討資料読み上げ>

【部会長】 はい、何かございますでしょうか。

【樋口委員】 よろしいでしょうか。特にこれから財産管理というのは非常に大事になってくるのではないかと、メンテをどうかけていくかとか、維持管理という部分で、お金も使わんといかんし工夫も要るところになってくると思うんですが、恐らく、今いろんなことに直面している中で、その辺の管理計画がないゆえに突き当たっている問題というのはあるんじゃないかと私なんかは思っているんですけども、そういう意味で、ここに挙げられている事例の中では、管理計画を定めるということが明記されているのは結構多いんですよ。やはり計画的にそこをやらないといけないというふうに思いますので。これ、計画を作ったのでやるということはどう考えておられるのかどうかはあるんですけども、できれば管理計画を作って、それに従って進めていくというふうに、できればここで書かないかなと思いますので。

【事務局】 これは、建物だとかライフサイクルコスト的なものも。

【部会長】 管理計画がないということですか。

【樋口委員】 トータルなものはないんです。ないと聞いています。だから、老朽化の進んできている建物について、そのメンテ費が財政的に全然面倒見られていないので、突然要るようになって改修するかどうかというような話になっているようなものもありますので。

【入口委員】 それは土木も建築もですか。

【樋口委員】 そうです。土木あたりは、土木なんかはひょっとしたら何か台帳みたいなものを持っておられるかと思うんですけども、ただ、定期的なとか、計画的に補修、改善していく、修繕していくというようなところは、恐らく練られてないです。そこがないと、要は、これからの財政計画そのものも作っていけないというような状況になってくるので、結局メンテ費でどのぐらいかかってくるんやというところを見込んでおるも

ろの要はお金の積み上げをやっていかないといけないというふうに思うので。絶対これ、ないと困ると思うんです。だから、ちょっと大変ですけど、そこはやっていかんといかんのじゃないかなと。もちろんその覚悟を決めていかないといけないんじゃないかと私は思うんですけど。

【部会長】 それは要りませ、これ。

【首藤委員】 それは、減価償却も含めて言いたいんでしょう、そういう概念を含めて。

【樋口委員】 そうですね。結局ぽっと造ってしまったものが結構ありますでしょう。そのメンテ時期に大分かかってきて、これは大変やというような状況が見え始めていますので。そういう意味で、今さらの部分はありませんけど。そこの将来的な見込み、じゃこの施設はどこまでもつんやとかを含めて考えていかないと。もし将来的にメンテ費が必要なら、そこで積み立てていけないというところもありますし。

【首藤委員】 それはどうなんですか。僕は、これは財産管理というので、私は民間発想なので地方自治体とよくぶつかっていくのは、大体自治体の財産というのは紐つき財産が多いじゃないですか。そういう紐ついた予算をこちらで運用しようと思ってもできなと。これは文科省のもの、厚生労働省のものとなっていく。なっていくんですけど、それで、それを紐つき財産を運営管理するのは、また紐つきでやっていくんですか。

【部会長】 いや、それは市が管理するんでしょう。

【首藤委員】 市が管理。

【部会長】 だから処分について制限がある。

【首藤委員】 運営、メンテナンスとかそういうものは、市の一般財源でやっているんですね。

【部会長】 そうそうそう。

【樋口委員】 だから、メンテ費の補助といのは下りてこないの。

【首藤委員】 そこはものすごく……。

【樋口委員】 イニシャルの部分だけあって……。

【首藤委員】 保守経費が、財政的にもものすごく厳しいわけですから。建つのはいいけれど。建つんだけどできないということですね。

【事務局】 今申し上げたように、建物を建てたときに、運営経費とか人件費というのは積算できるんですけども、建物の減価償却、それは年数を掛けたらいいんですけども、それに対する補修費というのを今の段階では市の方ではつかみ切っていないというところ

がありますので、どの位必要だというのは当然必要やとは思いますが。

【樋口委員】 逐次投入してしまっているの、建物を長持ちさせることにも投資ができなくて、要は寿命を逆に縮めている部分もあるだろうと。

【首藤委員】 それは、今樋口さんが言ったことを実現するのは当たり前なんですけど、それをやるとかなり革命的なことが起きてきますね。建てる時がものすごく厳しくなるわけでしょう。補修費を用意しながら建てなきゃいけないと。

【樋口委員】 というか、逆に現実的に10年もつものであれば、10年間かけてどうするか。そこの将来的なコストを含めてコスト計算をしないといけないところです。今その部分をやっていない部分でツケが大分回ってきていますので、じゃこれからどうするかという大きな問題が残るんですけども、ただ、僕はそこを見極めておかないと、将来…

…。
【影林委員】 自治体の財政の会計の方式が変わっていきますから、そうしたらその償却のものとかそういうのは出していかなければならないようになるのでないでしょうか。

【事務局】 ただ、水道、公営企業なんかはそういう償却のそういうなのが。

【小笹委員】 普通にある建物なんかは、全然そんなんない。何かあったら何かしようというそういう話。

【事務局】 減価償却というそういう概念が全くないですから。

【影林委員】 企業会計やったらそういう償却で、現金をずっと置いていっていますから、それでやりますけど。

【入口委員】 ある公共事業で特別に当然更新するお金が要るから、市の財政が厳しいからということで指定管理者の中へ別枠で今入れようとしていますよ、いろんな費用を、民間団体が事業を興して、そのお金で更新しているんですよ。市からの委託費を出さないということですね。だから、当然ここに、資金計画、管理運営費みたいなのを作らないといけないんですよ。でも、そういうことをしていかないとしんどいと違いますの、財政的に。どんどんお金、出ていくだけです。とりあえず作らないといけませんわね、計画を。

【樋口委員】 でないと、逐次問題が発生するたびにに入れていっていると、その問題が一気に起こったときにどうなるかということがあるんですよ。今は縮めていても、そこを先延ばしすることによって一気にどん来る場合というのは、そういう可能性はありますから。そこはちょっと考える必要があるだろうと。ただ、ここにきっちり書き込んで業者の方で、

どう思われるかというのがあります。

【入口委員】 それも努めるということで、努力目標として。

【樋口委員】 いつ定めなさいということではないので、ただ、やっぱり必要なことは必要だということはおかないといけない。

【入口委員】 書いていますね、これ、見たらね。

【部会長】 ニセコ、伊賀もあるねんな。

【入口委員】 伊賀は、定めなければならない。

【首藤委員】 だから、過去の公共の建物財産のあれは大きな問題ですね。運営管理費がないというのは。建ったら建ちっ放しというのは。大きな。

【樋口委員】 ソフトの資金が足りないという話は、昔からよく文化ホールなんかは言われていたんですけども、やっぱりメンテ費がどんどん迫ってきている中で、国交省なんかを見ても、道路の維持費が非常に延びてきてしまっている。で、道路財源の中で占める割合というのが圧倒的に増えている中で、市の施設なんかにも同じ状況が出てきているはずなんです。結構生駒は、幾分いろんなものを建てている部分もあるので、それが一気に来ると怖いなというのもあるので。できるだけ寿命を延ばしてというためには、やっぱり計画的に投資していかんと延びないですから。

【事務局】 ただ、財産は建物だけでないですよ。市道も全部入ってきますからね。

【樋口委員】 一部についてはできる、道路なんかは割とそういう部分があって、橋梁なんかはちょっと気づけていかなと思うんですけども。だから、そういう部分は施設ごとに使い分ければ、書き方を書きぶりなり、計画の立て方を変えれば、そんなに大きな負担にもならんかなという感じはするんですけど。

【部会長】 管理計画で定めるものとする条で言って頑張ってもらうしかないか。

【影林委員】 解説案か何かその辺でそういうものをメンテしてとか……。

【小笹委員】 デカイものでも結構一遍に来るん違うかな。

【部会長】 下水なんかもそうだよ。

【事務局】 下水もそうですね。下水の老朽管。

【部会長】 水道もそうだよ。

【樋口委員】 一応、あれは1つ企業会計なのでとりあえず回しましょうということにはなると思うんで。

【事務局】 水道は減価償却していますから。

【部会長】 それが十分かどうかはまた問題なんだよね。

【事務局】 そうですね、それはあります。

【事務局】 ただ、下水道なんかは、公営企業会計と言いながら、公営企業の適用していませんから、そやからそういうような減価償却の適用はしてないです。

【部会長】 だから、それは実現しなきゃだめだよ、減価償却。退職手当基金とか。これ、全部損金経理しとかないかんのですから。企業会計では当たり前。

【事務局】 一応、市でも、決算なんかでバランスシートを出すような形になりますよね。そこには例えば退職手当の引当金なんかでも当然載せやなあかんとなっていますねけど。ただ、国でいう総務省が出しているバランスシートの財産の把握の仕方だけでも、非常に難しいですね。

【部会長】 まあ、あれは、要するに、建てたときの予算。

【事務局】 資産の評価自体がまずできないですよ。例えば土地なんかでも、すべて鑑定評価取るかといったら、莫大な金ですから。要するにその当時に取得した価格、その価格が結局はそこに載ってきているわけです。ただ、寄附でいただいた分とか、そういうようなのは全く載っていないです。例えば建物にしたって大ざっぱに例えば鉄筋コンクリートやったら何年償却というのをぽんと出すだけです。今市のバランスシート自体が財産の価値ということから考えてもかなり大ざっぱなんです。

【首藤委員】 だから、今の財産管理のていくと、例えば今市の方では寄附とかよく奨励していますけど、財産物で現実にされたらあとが年々それは大変になるから、管理が大変やということになりかねないんです、今。きちんとしとかないとね。私なんかよく寄附します言うたら、断るところも結構あるんです。管理が大変や、管理が難しい、管理ができないから。有り難いけどもう要りませんということが多いんです。

【部会長】 いずれにしても条文というのをどうしますか。「定めるものとする」とするか。

【久保委員】 厳格にやると、私は建設自身が止まってしまうんじゃないかと思うんですけど。

【入口委員】 計画だけです。ちなみにうちの自治会館は長期修繕計画を作って、特別会計にしていますよ。そこにずっと毎年お金を入れて。その金でしか使わない。反対にそれ以外のお金、それ以上使ったらだめ。キャップをつけとくんですよ。

【久保委員】 新しい住民がどんどん入ってきはるからできるんですけどね。あんまり

厳しく書くと……。

【樋口委員】 ないと、後、ほんまに困るんです。以前集合住宅に住んでいて、まさしくメンテの時期に来て、お金が足りへんという状況。で、借り入れを起こしたんですね。やっぱり計画がきちっとあると安心できるという部分もあるし、これは、財務総則にも引っかけってくる話で、健全な財政運営とかそこにもかかってくる話なので。ここは一貫性を持たせる必要があるんじゃないかということ。

【影林委員】 文中でも、財産の適正な管理や運用に努めるといふところに入ってくる。はっきり言葉にしたら、コスト的なものとか……。

【樋口委員】 ということは、計画的にとかという言葉を一言入れることで、ちょっとそこを。解説のところで計画を立ててやっていくというようなことを入れると。

【部会長】 そうすると、「市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的管理」。

【小笹委員】 計画的管理やな。計画的管理。うまいこといく。

【部会長】 解説にも書いとく。計画を定めるように努めると。
はい、よろしいですか。じゃ、最後の評価実施。

5. 評価実施・評価方法検討 <事務局：検討資料読み上げ>

【部会長】 はい、どうもありがとうございました。いかがでしょうか。

【樋口委員】 市民参加による評価ということこれから考えましょうということで、「行うなど常によりよい方法で行うよう改善に努めなければならない」。今一部できている、やりかけているという言い方なんですけど、棚卸し、仕分け。

【部会長】 事務事業の仕分け？

【樋口委員】 行革の推進検討委員会か何かの中で、事務事業の仕分け、あの中で公募市民の方が入られてというのが、恐らくその一環と見ればいいかなと思うんですけども、ただ、きちとしたシステムとして導入されている部分はないんです。今この解説の中で、一番最後のところで市民参加による評価システムを構築することが重要であるとの規定です。重要性はここで規定していますよということで、その次なんですけども、行革大綱のアクションプランにおいて、施策評価及び事務事業評価を導入し、予算制度と連携した行政評価システムを取り入れることとしています。何か、ここで止まってしまうと、何か市民参加は大事やと言いながら、これからどうするかというのが見えないなというところ

があって。要は、ここを考えていくなら考えていくということを何か書かんでいいのかなというのはちょっと引っかけたところです。大事ですと言いつ放しで、解説そのものが終わってしまっているなど。例えば外部評価について考えるとか、あるいは政策評価とか事務評価の中で市民参加を考えていくとか、何かその辺をちょっとうたい込む、もしそういうお積もりならば、そういうことをうたい込んどいてもいいのかなと思います。

【部会長】 計画とか事業実施の中でモニタリング委員会って伴うんですか。いろいろな事業実施計画がありますよね、そのモニタリング委員会というのはある？ 介護保険事業計画ってどう？ ない？ 例えば環境基本計画とか。あれはモニタリング委員会があるんじゃない？ ない？ 作りっ放し？

【樋口委員】 行政の内部で、改定時期に進捗度とか確認したり、そういうようなことは多分やっておられるとは思いますが。

【影林委員】 市民アンケートとか、そういうのは逐次やりますけど、継続的にモニタリングとかそこまでは。

【部会長】 一番簡単なのはモニタリング委員会なんだよ。策定委員会を作ってそれに公募市民だって入るでしょう。それで、そのまま策定委員会をモニタリング委員会にしちゃえばいいんだけど。定期的に年に2回ぐらい報告してもらおうとか。それが一番簡単だ。実行性もあるよね。計画にかかわった人が、一体この計画どうなってるんだという。

【入口委員】 環境系はやりやすいんですよね。

【部会長】 うん、環境系はやりやすい、指標があるから。そうそう。数値目標があるから。

【事務局】 例えば行革の委員会でしたら、行革大綱のアクションプランを作ってもらいました。作ってもらったけれど、それは何カ年かの計画やから、結局は委員さんにそれが実行できているかどうかというのを、それをチェックしてもらおうというふうな形で持っていこうとしているんですよね。そのうちの1つとして、先ほどお話があった事務事業の評価、それは一環としてやっていけると。今後そのアクションプランがちゃんとできているかどうかというのもチェックをしていただくと。

【部会長】 この行政改革大綱策定委員会というのは置いたの？

【事務局】 行政改革推進委員会という名前にしたんです。

【部会長】 行政内部になるよね。

【事務局】 そうです。推進本部です。

【部会長】 推進本部ね。

【小笹委員】 委員会は公募市民が入ってるな。

【事務局】 入ってます。学識さんとそれから団体代表と公募市民と。

【部会長】 その委員会をモニタリング委員会にすればいいんだ。なっているんでしょ
う？

【事務局】 1つは計画進捗状況も見る。

【部会長】 うん。ということと、それを全体に広げていくということだよ。ここだけ
じゃなくて、そういうふうな仕組みが入っているのを拡充しますと書けばいいよね。

【樋口委員】 やる予定があることは、ここに書いておいた方が。何かここに書いてい
ることを、大事だと言っていることを実行しているとか実行する予定なんやなというのを
解説の中に書き込んでおいた方がいいんじゃないかと。

【部会長】 方向性が出てくるからね。そうか、介護保険事業計画にモニタリング委員
会はないのか。据え置くようになってるのか。

【小笹委員】 介護保険はある？

【部会長】 それこそ、厚労省のマニュアルには出ている。

【小笹委員】 老健事業者からのモニタリング。やってると思うな。あれ審議会がある。

【部会長】 審議会はあると。地域包括支援センター運営協議会、あるやろう。あそこ
はだから、モニタリング委員会だから。あれは法的に決められているから。あるんだよ、
だから。

【小笹委員】 ここで言うこと違いますねんけど、評価方法の研究というのをしといて
ほしいなと思うんです。

【部会長】 条文的にはこれでいいのかな。解説のところでも今やっていることを書いて、
その拡充を図ると。

【影林委員】 この条例案の第3項なんですけども、「評価を行うなど常によりよい方法
で行うよう」という表現が入っている、これは改善と同じといえば同じなんです。条文の中
では外しといていただいた方がいいんじゃないかと。構想の中では入ってますけど、同じ
ことになるかなと思うんで。

【部会長】 行うなど、常に改善に努めなきゃだめなのかな。

よろしいでしょうかね。

【小笹委員】 それは、どこにかかっているの、これ。

【事務局】 常によりよい。

【小笹委員】 いや、何に、何を。

【事務局】 評価に当たっては。

【部会長】 市民参画による評価を行うなど、常に改善に努めなければならない。

【樋口委員】 評価方法の改善に努めなければならない。

【小笹委員】 評価方法ということにしてしまう方が分かりやすいん違うか。

【樋口委員】 評価に当たってはというの、要らないですよ。

【事務局】 そうですよ、評価方法という言葉を入れたら要らないですよ。

【小笹委員】 それやったら、1つだけ取ってしまったらそのままでいいやんな？ 方法なんやから。

【樋口委員】 だから、「市長は、市民参画により評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない」。

【部会長】 よろしいでしょうか。

【桑原委員】 その次の行の、Plan・Doというのがありますね、最後の導入ね。普通評価というのは、Seeでいきませんか。Plan・Do・Seeと考えていましたが。

【部会長】 そうそう、シーも使います。

【桑原委員】 私、そういうふうに考えられるのは間違ってますか。

【部会長】 いえいえ、両方使うんです。そのままでもいいんです。

【桑原委員】 Checkというのはどっちかいうたら、見直し、改善になるから、どっちかいうたら評価いうたら英語がね。Actionというのは行動とかそういったことになるのかなという感じもするんですけど、これでよかったらそれでいいんですけど。

【部会長】 両方使うみたいですよ。Plan・Do・Seeと言うの。ただ、CheckがくるとPlan・Do・Check・Seeと言うような。そんな語呂合わせみたい。

【桑原委員】 普通一般的には、Seeを評価に使われることが多いですよ。

【部会長】 Checkなんかだと評価の意味が強くなるんでしょうね。

【桑原委員】 そうですか。それだったいいです。

【部会長】 どうもありがとうございました。

(休憩)

【部会長】 それじゃ再開いたします。その他では、まず幹事会検討結果かな。

【事務局】 そうですね、これは第2回の調査部会の際に、樋口委員の方から市の責務、役割というところが出てきていて、先日9月5日に幹事会を開かせていただきました。それについては、今まででしたら長の責務とか執行機関の責務、職員の責務等が挙げられていたけれども、市の役割、責務というのも必要じゃないかというところで、幹事会でもそれについては必要であるという格好で意思統一をしてくれております。今回、市の役割というところで条例案それと解説案というのをお出しさせていただきましたので、これについて幹事会では必要であるという結論が出ましたので、この内容について御協議いただきたいと思っております。

【部会長】 お願いします。

6. 市の役割 <事務局：検討資料読み上げ>

【部会長】 ありがとうございます。さて、いかがでしょうか。これはどこに入るのかな？ 入れる場所は。

【事務局】 長の責務というのがございます。それと執行機関・職員の責務という件と。この一番上で協働のまちづくりにおける市の役割として入れて、タイトル追加の見出し、章の見出しですね。市の責務等ということで入れるという議論でした。

【入口委員】 ちょっとよく分からないんですけど。平たく言うとどういうことなんですか、趣旨は。

【事務局】 これは、以前に樋口委員の方から文京区の例を出されて、区の責務というところがあったと思うんです。それが多分議論していただいたと。その段階で、長の責務とか職員の責務はあるけれども、市としての役割がうたわれていないというところがあったので、そういうものを入れさせてもらったというのが前提です。

【入口委員】 いや、いや、具体的な内容。どういうことをイメージしてるの。文章だけではなかなか読み取れない、国語力ないんで。

【樋口委員】 今までの行政というのは、市のということか執行機関のというのが適切なのかということのはちょっと置いていて、これまでの行政というのは公共サービスの提供主体

としてのみ位置付けられてきてた。ただ、今の協働のまちづくりというのは、まさに市民とか事業者とかいろんな方々がかかわってまちづくりを進めていくというときに、行政の役割って何かというと、公共サービスは一定その中に確保されていかなければならない。担い手は、例えばNPOであったり、地域住民であったりといういろんな方々が担いながら公共サービスを進めていく、提供、受け手が提供者になるという部分も含めて、提供していかなければならない。そのときに行政は何をするのかというと、その人たちのコーディネートであったり、あるいは一定のサービス水準を確保するための保証役というのか、こういう水準は守りましょうというようなものを示していくとか、そういう役割がこれから求められてくるだろうと。その部分を明確に書くことによって、市民参加のまちづくりを進めていく一番基本的な考え方を示すこの条例というのがちょっと新しい考え方のもとに成り立ってくるのではないかということで、あえて入れてはどうですかということで提案させていただいたと。

【入口委員】 文章がよく分からないという意味で言っているんです、要は。

【樋口委員】 趣旨はそういうことで。

【入口委員】 だから、どういうことをここでやろうとしているんですか。

【部会長】 これはだから、いろいろ言葉は入っているんだけど、例えば、文章でいうと少し余計なものとか、条文で。「市は自ら公共的サービスを提供する」、「及び活動」を削って、「提供する役割を担うだけでなく適切な公共サービス水準の設定及び市民との活動の支援について」と。こうすると少し分かると思う。活動と入ってきているので分からないようになってる。取っちゃうと……。要するに文京区の条文に戻せばいいんだよ。何で「活動」を入れた？

【事務局】 元々は、公共的サービスを提供するという言葉だったんですけど。公共的な活動というのを入れるというのが確か議論ではあったと思うんです。

【部会長】 文章にすると分かんなくなっちゃったな。

【入口委員】 なんかイメージでけへん。公共的サービスという言葉もなんかよく分からない。「的」が分からん。文京区のやつはどうでしたか。

【樋口委員】 公共サービスというと、どうしても行政が提供するサービスというだけに限定的に読み取られる可能性があるということで、多分「的」を入れておられるんじゃないかと、文京区ですね。というように思います。

【首藤委員】 これでいくと、これの条例ができると、そういう民間が主体とした公共

サービスの創造というのですか、というのが盛り上がっていくという格好になりますか、この文章で。

【樋口委員】 本来、そう盛り上がらなければならないという前提に多分立っているはずなんです、これ。今の社会的と言えるかどうか分かりませんが、環境を維持するということから見ましても、要は行政が財政的にもたへんというところで、今までやってきた、あるいはこれからもそのニーズが増えていく公共的サービスを、誰がどう提供していくのかという部分は。そういうところを、そういう背景を踏まえれば、いろんな方々にもその担い手として盛り上がってもらわなければいけないということがあると思います。

【首藤委員】 実際、社会福祉なんかの場合、国のスキームがある程度固められてしまって、それをあと地方自治体が現場に合わせて補強していくという格好になっているんだけど、国のスキームをある程度法律解釈でもしてでも、生駒方式というのをどんどんつくっていかないと、生まれてこないわけです。そういう生駒方式、教育でも何でも、生駒方式みたいなものをつくっていかないと、関西一の満足都市はできないわけだから、そういうようなものをどんどんつくっていくような仕組みを、準公共サービスのものまでやっていかないといけないと私は思うんですけど。そういうものは、この内容で、そういうようなのがどんどん促進されるのであればいいことだと思うんですけど。

【樋口委員】 促進されるかどうかは、行政の取り組み次第ということで。基本的は考え方としてそういうものがあると、そこは押さえておかななくちゃいけない。

【入口委員】 趣旨はよく分かるんですけど。保証することが目的なのか、調整することが目的なのか、何が目的か。みんな、この難しい文章はよく理解できるなど。

【首藤委員】 これはものすごくコントロールするようなイメージやね、これ。

【入口委員】 ねえ、そんなイメージです。

【樋口委員】 文京の保証という言葉が、生駒では調整になった理由って何でしたっけというか、何でしょうか。

【部会長】 調整役というかコントローラーというか、そういう役割も求められているということだよ。

【入口委員】 ここはだから、やっぱり保証するじゃないか、これ、だから。保証するだったら、意味が分かるんですけどね。

【部会長】 ここはだから、「保証する」で、「調整する」を「保証する」でいいんじゃないかと思うけどね。

【樋口委員】 調整役としての役割というのをうたうか、うたわないかということをおよっと検討すべきと。入れるのであれば、ここに言葉として入れるんじゃないかと、並列か項を変えるかで入れる必要があると思うんですけど。

【入口委員】 担保すると。

【首藤委員】 保証ね。調整の方がええね。前向きやね。

【部会長】 そうすると、やっぱり文京区型になるよな。文京区は18条で起こしてるから。

【樋口委員】 あえて調整役としての役割という言葉を入れなくても、項を変えて、調整役としての、調整をするというのを入れるかどうかですけどね。

【部会長】 協働との関係なんだよな。協力して働くということと、協力の場合、並列関係じゃないですか。そうすると、調整といたら、ちょっと上の方から調整するということがあるよね。その辺をどういうふうにする。実際には調整役というのが必要なので、市民活動の調節とか、そういう機能もあるということだよな、だから。一緒に働くという意味での政府と地域の市民活動の調整というのをやらなきゃいけないから、変えましょう。

【首藤委員】 実際の実態からいうと、今まで公共サービスは市が中心にやってきたんやから、今まで民間運動は市民がやってきたわけですね。で、協働させようと思ったら、市民がそのところをもっと活性化して、市民が公共サービスをどんどん、どんどん盛り上げていくという方向にしてこそ協働されるわけです。今までは、市民は、そんなん公共サービスはどんどん、税金払っているんやから、あんたらがやりゃいいじゃないかということから来ているわけですね、それを市民がどんどん、どんどん公共サービスを自ら創出していくような方向に持っていかないと、協働社会は実現できないということだから、私は、積極的にそういう活動ができるように保証するとか、そういう方向に文章を作らないといけないと思うんです。

【部会長】 あと、住民自治協議会、もしできてくるでしょう。そうしたら、そこに市はどうかむのかというふうになって。例えば、そこでいうと、神戸市みたいに地区担当職員を配置するとかいう形も想定できるわけよね。

【事務局】 今の段階では、人的な支援、財政的な支援とは書いていますけど。

【部会長】 人的支援。

【事務局】 人的支援というところが。担当職員的なものも当然読み込めるとは思うんですけども。

【部会長】 調整をどう扱うか。じゃ、この条文だけまず整理しちゃおうかな。市や、さっき言った活動というところを抜いてもらった方がやっぱり分かりやすいな。元へ戻して。

【事務局】 はい。「及び活動」を抜きます。

【部会長】 「市は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共サービス水準の設定、及び市民等の活動の支援を通じて市民等による」だろうな、「市民等による公共的サービス及び活動の提供が適正に行われることを保証するよう努める」と。あと、だから、調整を1項目起こすかどうかだよ。やるとしたら、2項として、「市は必要に応じて市民等の間の調整を行う役割を担う」、文京区の文章から持ってきて。これでよろしいですか。じゃ、それでいきましょう。

以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。